

## 特別講習受講案内（雑踏警備業務1級）

一般社団法人警備員特別講習事業センター  
一般社団法人宮城県警備業協会

〒981-3105

仙台市泉区天神沢一丁目4番11号

(TEL 022-371-0310)

### ◆開催の講習の種別等

国家公安委員会登録 特別講習 雑踏 警備 1級講習

### ◆開催の講習予定人員 20名

### ◆開催の日時及び場所等

	時 間	場 所
3月15日(土)	08:30～17:30 (受付 08:10～08:20)	東松島市大塩字中沢26-10 大塩市民センター (TEL0225-82-7532)
3月16日(日)	08:30～12:30 13:00～17:30 修了考査	

### ◆受講対象

- 1 当該警備業務の種別の2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上である者
- 2 公安委員会が前記1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者ただし、不正手段等の理由により合格の取消しを受け、その日から起算して3年を経過しない者は除きます。

### ◆手数料 33,000円（消費税10%含む）

郵便局窓口で払込み後、「振替払込請求書兼受領証」が手渡されます。それをもって領収書にかえさせていただきますので、予めご了承下さい。

### ◆申込手続

- 1 受講申込書(宮城県警備業協会ホームページからダウンロードしてください。) 受講票、手数料の払込取扱票(宮城県警備業協会窓口又は郵送します。)等の申込書類に必要事項を記載し、申込みを行って下さい。
- 2 手数料は、所定の払込取扱票を用いて、最寄りの郵便局から、一般社団法人警備員特別講習事業センター(以下「特別講習事業センター」という。)宛に振込み、返却された振替払込受付証明書(お客様用)の原本を受講申込書の裏面に貼付して下さい。
- 3 申込みに際しては、次のものが必要となります。
  - (1) 「受講対象1」に該当する方
    - ① 受講申込書(裏面に振替払込請求書兼受領証を貼付して下さい)

- ② 写真2葉（受講申込書及び受講票用。無帽、正面、上三分身、無背景で縦30mm 横24mmのもの）
  - ③ 警備業務従事証明書（所属警備会社の代表者の署名押印あるもの）
  - ④ 当該種別2級合格証明書の写し
- (2) 「受講対象2」に該当する方
- ① 受講申込書（裏面に振替払込請求書兼受領証を貼付して下さい）
  - ② 写真2葉（受講申込書及び受講票用。無帽、正面、上三分身、無背景で縦30mm 横24mmのもの）
  - ③ 公安委員会が交付した「1級検定受検資格認定書」の写し
- 4 申込手続終了後、「教本」と「実技資料」をお渡しますので、講習当日必ず持参して下さい。
- 5 申込みは、宮城県警備業協会窓口で受付し、定員に達し次第に締切ります。遠方のため郵送を希望される場合には、事前に宮城県警備業協会に連絡をお願いします。事前連絡がない場合は、受講受付をお断りする場合があります。なお、講習予定人員を超えたときは、調整させていただきます。
- 6 この講習は実技講習でもあるため、糖尿病、心疾患、腎不全等の持病をお持ちで治療中の方にとっては厳しい講習となります。受講の可否については医師に相談するなど、受講に支障がないことを確認のうえお申込み下さい。
- 7 一度振り込んだ手数料は、特別講習事業センターの責めに帰すべき事由により講習が行われなかった場合を除き返納しません。

◆受講上の注意事項

- 1 講習期間中は制服、制帽で受講していただきますので着用するか、携行して下さい。
- 2 遅刻、早退は、理由の如何を問わず認めません。
- 3 講習科目を全時間受講しなければ、修了考査を受けることはできません。
- 4 体調不良、講習の進行を妨げる行為等、受講の継続が困難であると判断した場合は、相談のうえ辞退していただくことがあります。
- 5 円滑な講習運営のため、講習中は受講番号でお呼びしますので、あらかじめご了承ください。
- 6 学科講義や実技訓練の開始時刻、集合場所は、その都度指示しますので、時間を厳守して下さい。
- 7 訓練及び試験時に腕時計が必要となりますので、忘れずに持参して下さい。
- 8 講習中の携帯電話の使用は禁止します。
- 9 学科講義、実技訓練等受講中の喫食は原則として禁止します。また、机の上にペットボトル等は置かないでください。
- 10 講習中の録音や写真・ビデオ撮影は禁止します。
- 11 昼食用弁当等を持参する場合は、食中毒等を起こさないよう自己管理して下さい。
- 12 睡眠不足、前日の飲酒、朝食の未摂取等は、講習中に体調を崩す原因となり、

最後まで受講できなくなることもありますので、体調管理に十分注意して下さい。

13 使用する会場によって遵守事項がありますので、厳守して下さい。

◆修了考査上の注意事項

- 1 カンニング行為又はカンニング行為に準ずる行為（携帯電話を使用する行為、録音・撮影する行為、修了考査で使用する資料又は資機材を持ち出す行為など。）その他不正行為があった場合は失格とし、その場で退出していただきます。
- 2 筆記用具、眼鏡以外のものは持ち込むことが出来ません。
- 3 試験待機中の私語は禁止します。

◆修了考査の実施方法及び結果発表について

- 1 修了考査は、学科試験 1 時限、実技試験 3 時限で行います。

学科試験は五肢択一式 20 問、実技試験は 6 科目で行い、いずれも 100 点満点で、合格にはどちらも 90 点以上の得点が必要です。

- 2 結果は、概ね翌月末までに通知します。

① 講習会修了証明書

修了考査で合格された方にお渡しする証明書です。

有効期間は交付日から 1 年間となっておりますので、速やかに公安委員会に合格証明書交付申請を行って下さい。

1 年以上経過した場合は失効となり、再度特別講習を受講して修了考査に合格しなければなりませんのでご注意下さい。

② 講習会受講証明書

修了考査で不合格になった方にお渡しする証明書です。

有効期間は交付日から 1 年間となっており、有効期間内に 1 回に限り再講習を受講することができます。1 年以上経過した場合は失効となりますのでご注意下さい。

- 3 考査結果は合否のみを通知し、問題及び採点に関する内容のお問い合わせにはお応えすることはできませんので、予めご了承下さい。

◆個人情報の取扱いについて

- 1 収集した個人情報については、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、その利用を適正に行います。
- 2 収集した個人情報が不要となったときは、適正に廃棄します。

◆その他

合格者は、機関誌等で名前を公表しています。公表を望まれない方は申込書の「希望しない」を○で囲んでください。